

# 品川区胃がんリスク検診実施要綱

制定 平成24年5月17日 要綱127号  
改正 平成27年3月 3日 要綱102号

## (目的)

第1条 品川区胃がんリスク検診（以下「検診」という。）は、胃がんの早期発見・早期治療の促進を図るとともに、保健指導および正しい健康管理に関する知識の普及によって、健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的とする。

## (検診対象者)

第2条 検診の対象者は、区内在住の当該年度末現在、満50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳の者で、次の者を除く。

- (1) 明らかな上部消化器症状があり、胃や十二指腸の疾患が強く疑われる者
- (2) 食道、胃、十二指腸疾患で治療中の者
- (3) 胃切除後の者
- (4) 腎不全を患っている者
- (5) ピロリ菌除菌治療を受けた者
- (6) 当該年度内の胃検査（X線検査・内視鏡検査）受診者

## (事業の実施)

第3条 検診は、地区医師会に委託して実施するものとする。

## (実施機関)

第4条 地区医師会は、同会に加入している病院または診療所のうちから実施医療機関を指定するものとする。

## (受診回数)

第5条 検診の受診回数は、一人につき年1回とする。

## (費用)

第6条 検診に要する費用は、地区医師会が受診者から本人負担分を徴収し、残りを区の負担とする。ただし、生活保護受給者が区に申し出て受診した場合は、全額区の負担とする。

## (受診方法)

第7条 受診希望者は、受診券と住所、氏名および年齢の確認できるものを実施医療機関に提示して受診するものとする。

## (検診の内容)

第8条 検診の内容および判定は、次のとおりとする。

- (1) 検査項目
  - ア 問診
  - イ 血清ペプシノゲン検査
  - ウ 血清ヘリコバクターピロリ IgG 抗体検査
- (2) 判定
  - ア 異常なし

判定にあたっては、次の区分をするものとする。

## イ 要精密検査

(区民への周知)

第9条 区は、区民に対して検診実施の周知を図るため、受診対象者に対して、個別通知をするものとする。

(検診後の措置)

第10条 実施医療機関は、検診の結果を受診者に通知し必要な指導を行うとともに、地区医師会に報告するものとする。

(請求手続)

第11条 地区医師会は、請求書に必要書類を添えて区に請求するものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、健康推進部長が別に定めるものとする。

## 付 則

この要綱は、平成24年7月1日から適用する。

## 付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。